

第115回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和6年3月25日(月曜日)

出席議員 (13名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治		
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (1名)	4番	高 見 寛 治		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第23号 佐用町上月支所等複合施設条例の制定について（委員長報告）
日程第2. 議案第24号 佐用町上月地域交流センター条例の制定について（委員長報告）
日程第3. 議案第7号 第3次佐用町障がい者計画および第7期佐用町障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について（委員長報告）
日程第4. 議案第26号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第5. 議案第27号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第6. 議案第42号 令和6年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第7. 議案第43号 令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第8. 議案第44号 令和6年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第9. 議案第45号 令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第10. 議案第46号 令和6年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第11. 議案第47号 令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第12. 議案第48号 令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第13. 議案第49号 令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第14. 議案第50号 令和6年度佐用町簡易水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第15. 議案第51号 令和6年度佐用町下水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第16. 同意第1号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第18. 議員派遣について
-

午前09時30分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。議員並びに町当局の皆様には、おそろいでお出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重にご審議を賜りますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、高見議員より欠席届が提出され、受理していますので報告しておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 議案第23号 佐用町上月支所等複合施設条例の制定について（委員長報告）

日程第2. 議案第24号 佐用町上月地域交流センター条例の制定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） まず、日程第1及び日程第2を、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定について及び、日程第 2、議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定についてを一括議題とします。

議案第 23 号及び議案第 24 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

付託審査報告のほうをさせていただきます。

今回、付託をされた議案のところについて、先ほど、議長のほうから話がありましたように、議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定について及び、議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定についてであります。

審査日時は、3月 11 日、月曜日、9 時半から行いました。

場所は、役場 3 階、議員控室であります。

出席は、委員全員と町長、副町長、総務課長。上月支所長については、上月支所案内時から出席をしていただきました。

委員会開会后、上月支所、交流センターの視察を上月支所長の案内で約 1 時間行いました。

役場に帰庁して、委員会を再開し、議案の審査を行いました。

追加説明はなく、質疑、討論なく、採決を行いました。

議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定について、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定について、追加説明はなく、質疑、討論もありませんでした。

採決に入り、全員賛成で可決となりました。

以上、今議会、総務常任委員会に付託された案件についての審査報告を終わります。以上であります。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 23 号から順に、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を続けて行います。

まず、議案第 23 号、佐用町上月支所等複合施設条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 24 号、佐用町上月地域交流センター条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 7 号 第 3 次佐用町障がい者計画および第 7 期佐用町障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画の策定について（委員長報告）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 3、議案第 7 号、第 3 次佐用町障がい者計画および第 7 期佐用町障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画の策定についてを議題とします。

本案件については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 議長、3 件付託されておるんやけど、一括で。

議長（小林裕和君） いや、1 つずつ。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 1 個だけ。

産業厚生常任委員会に付託されました議案第7号、第3次佐用町障がい者計画および第7期佐用町障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定についての報告をいたします。

審査日時は、令和6年3月12日、火曜日、午前9時26分より10時35分まで、役場第1庁舎西館3階、議員控室で行いました。

出席者は、議員7名と議長。当局から町長、副町長、総務課長。健康福祉課より、木村課長、時政子育て・福祉室長、西田子育て・福祉室長補佐であります。

第7号議案について、追加説明を求めました。

現在、推進中の3つの計画期間が3月末で終了するため、令和6年度から令和14年度の9年を期間とする障がい者計画および令和6年度から令和8年度の3年を期間とする障がい福祉計画と障がい児福祉計画を策定した。

本計画は、第1章から第6章で計画されており、第1章では、策定の背景、位置づけ、体制を示している。第2章と3章では、障がい福祉の課題をあげ、基本理念を「笑顔と生きがいを支える温かなまち」とし、障がいのあるかたが笑顔で暮らせるよう5つの基本方針と、その取組を具体的に示している。第4章は、障がい者福祉計画、5章は、障がい児福祉計画として、障害福祉サービスの実態と令和8年度までの目標を数値で示しており、令和6年度から具体的な支援を実施する。第6章は、資料編として、障がい者へのアンケートや障がい福祉事業所への聞き取り調査などの結果を抜粋している。

計画の策定に当たっては、佐用町障害者福祉計画策定委員会の協議と、町民等へ広く素案を公表して、最終案を取りまとめたものである。計画の概要版を4月に全戸配布を行い、今後の障がい福祉推進を図っていく。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑は、障がい者は、何名いらっしゃるのか。また、9年目の見直しということだが、活動の中で、一番よかった点は何か。答弁は、身体障害者の方が748人。療育手帳の方が221人。精神障害者保健福祉手帳の方が98人の合計1,067人ですと。障がい福祉のサービスの中でよかった点は、子供たちの発達障がいに関しまして、最近、考え方が、どんどん進んでいっており、早め早めの相談で、子供たちへの対応ができています。そして、地域移行というのがあり、施設入所の方が自宅や地域で暮らしたり、グループホームで暮らすなど、数は少ないが、自立した生活ができ、いろいろなサービスを受けられている。

次の質疑は、交通費の助成と、移動に対する経済的支援とは、どう違うのか。答弁は、交通費の助成は、通所する時の、あるいは通院する時の交通費に関するものであり、移動に対する経済的支援は、社会参加に対する助成である。

それから、次の質疑は、スポーツ活動の支援ですが、障がい者スポーツ活動やスポーツ教室の事業について、説明を願いたい。

答弁は、町が事務局となり、障がい者団体が実施しているスポーツ大会などを支援している。また、毎年、テクノで、太子町、上郡町と共に開催しているスポーツ大会は、佐用町から60人ぐらい参加し、盛況に行われている。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入りました。討論はありませんでしたので、採決をしました。

全員賛成で、議案第7号、第3次佐用町障がい者計画および第7期佐用町障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定については、原案のとおり可決致しました。

以上で終わります。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第7号について、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第7号、第3次佐用町障がい者計画および第7期佐用町障がい福祉計画、

第3期障がい児福祉計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第26号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第4、議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案件は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） それでは、議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査に入り、当局の説明を受けました。

出席者は、住民課より、間嶋課長、眞島年金・保険室長、椿年金・保険室長補佐であります。

追加説明を受けましたので、報告します。

国民健康保険制度は、都道府県が中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとされており、被保険者数の少ない自治体は、県全体で相互扶助し合うことで、国保財政が安定的に運営され、被保険者にとっても安心できる医療保険体制が確保されているということと、県内どこの市町に居住していても、所得と世帯構成等同じであれば、保険料も同額となるように保険料率の統一を目指しており、その目標年度を令和9年度としている。そのための、県の標準保険料率に合わせていくことが必要となるが、保険税負担が急激に変化することを避けるため、計画的に税率を改定していくこととし、令和6年度に税率を改定するものである。

今回の改定案については、去る2月14日に佐用町国民健康保険運営協議会において委員会に意見を伺い、了承していただいた。との説明を受け、質疑に入りました。

質疑は、低所得者への考慮配慮はあるのか。答弁は、世帯の軽減判定所得金額が国で定める一定の金額以下であるときは、国民健康保険税のうち均等割と平等割を軽減する。軽減の割合は、2割・5割・7割である。令和5年度の当初賦課時点で、低所得者に係る軽減等の対象世帯数は1,546世帯で全体の67.93%である。

次の質疑は、現在の基金の額と取り崩しの予定額は。答弁は、基金は、1億4,868万5,099円で、ここ数年は取り崩していない。

次の質疑は、被保険者はどのぐらいか。答弁は、令和5年12月22日時点で、3,256人である。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、物価高騰の中、加入者の実質収入は減り、負担増となり反対である。

賛成討論として、今回の改正は、国民健康保険、財政の安定化、また、将来的に県の標準保険料に近づけるための段階的な税率の変更であり、賛成である。

以上で、討論を打ち切り、採決に入りました。

採決は、賛成多数で、議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決であります。以上です。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第26号について、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を行います。

議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

今回の改定は、先ほども委員長報告にもありましたとおり、令和9年度の保険料を完全統一に向けての税率の調整ではありますが、これによって、負担の軽くなる方が31世帯、1.39%に対して、負担が増える方、これが圧倒的に多い2,185世帯、97.89%にもなります。

町民の生活を見ますと、物価高、また、実質賃金が減る中で、また、町民を見ますと、年金生活者、また、農業等の方が多く、今でも国保の負担が重く感じる方が圧倒的に多いと思います。そんな中での上げは、町民の方が納得できるものではないです。

よって、今回の改定には反対とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[千種君 挙手]

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を維持するに当たり、必要な公的医療保険制度であり、多くの住民が加入をしております。

ただ、佐用町では、加入世帯数、被保険者数は年々減少し、被保険者の年齢層も 70 歳から 74 歳が最も多く、35.7%を占めます。60 歳から 74 歳の方を合わせると 68.8%と被保険者全体の 3分の2となっております。

加入者の減少に伴い、保険税収入が減少する一方で、医療の高度化や加入者の高齢者などにより、1人当たりの医療費は年々増加をしております。

平成 30 年度の制度改革により、兵庫県が国民健康保険事業費納付金と標準保険料率を算定し、町は兵庫県が算定した事業費納付金を納付する仕組みとなっているのは、皆さん、ご存じのとおりでございます。

今後、兵庫県は、令和 9 年度に保険料統一を目標としており、佐用町においても、それに合わせての保険料率の改定を進めることを求められております。

佐用町の保険料率については、医療費の財源である県への納付金を納めるために必要とされる県が算定した標準保険料率と比較して、応能割である所得割は医療費分の料率が高く、応益割である均等割と平等割の料率が低く、乖離、不足が見られます。

今回の改定案は、令和 9 年度の保険料率完全統一に向けて、団体的に完全統一保険料に近づけてはいかななければならないために、医療費分の料率を下げ、乖離率の大きい均等割を中心に見直すものであります。

佐用町の被保険者の医療費が急激に増加した場合でも、県内市町で医療費負担等を相互扶助し合うことで、保険税額を急激に増額させないことを防ぐことができ、被保険者にとって、保険税負担の安定化を図ることができる制度において県が示す標準保険料率に段階的に近づけることが必要であるとの認識に立った適正な保険料率の改定だと考え、賛成をいたします。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 27 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

本案件は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） それでは、議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

出席を求めた者は、高年介護課より山崎課長、山田室長補佐であります。

最初に当局の追加説明を受けました。

今回の改正は、第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、第 1 号被保険者の第 9 期期間中の介護保険料の基準額、そして、所得に応じた段階区分を改正するものであり、所得に応じた段階区分の見直しは、これまで第 10 段階と定めていたが所得水準に応じて、きめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階が 13 段階に見直しされることとなり、本町においても段階設定については、低所得者の負担軽減に配慮した国と同様の 13 段階の保険料とした。

第 1 号被保険者が負担することになる給付費の 23%をもとに、年額保険料を算定して、国の算定システムによる計算では、年額 8 万 7,758 円。月額 7,313 円になるわけですが、保険料抑制のため、介護保険準備基金を 8,000 万円活用した。そうすることで、8 期と同額の月額が 6,900 円、年額で 8 万 2,800 円となる。と、以上の説明を受け、質疑に入りました。

質疑は、基金の取崩し 8,000 万円は、これからも行うのか。答弁は、令和 5 年度末の基金は 1 億 8,798 万 9,214 円で、そこからの取崩しです。基金には限りがあります。

ということで、以上で、質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論で、低所得者に考慮しているとはいえ、実質収入が目減りしている。給与所得者にとっても負担が大きく反対である。

賛成討論は、この制度を安定的に運営する改定であり、また、基金の取崩しで、低所得者の配慮もされているので賛成である。

討論を打ち切り、採決に入りました。賛成多数で、議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決であります。

以上で、付託されました案件についての報告を終わります。詳細については、議事録をご覧ください。以上です。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 27 号について、委員長報告に対しての質疑、討論、採決を行います。

議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

[児玉君 挙手]

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 議案第27号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論をします。

今回の改定は、令和6年度から令和8年度の介護保険の保険料を改定するものですが、一番の特徴は、所得段階が現行の10段階から13段階になったことです。基準額は6,900円で据え置きということで、これは評価します。しかし、もともと、この基準額の全国平均は6,014円です。兵庫県でも宍粟市では6,700円。たつの市は5,700円。姫路市で6,200円。太子町6,300円なので、佐用町の6,900円というのは、養父市の6,950円とともに、県内でも最も高いというのが現状です。

さらに、今回の改定により、保険料が減額となるのは、第1段階の772人と第3段階の728人が年額で1,242円下がるだけで、第9段階の115人は年額8,280円。第10段階の31人は1万2,420円。第11段階の15人は2万8,980円。第12段階の10人は4万5,540円。第13段階の45人は5万3,820円の増額となっています。

1,500円の保険料減額分が186万3,000円に対して、220人の方の増額分が483万1,380円ということになっています。

低所得者の皆さんの負担が低くなるのはよいことだと思いますが、もともと高い基準額を見直すなど、全ての方の負担が軽くなるよう軽減策を講じるべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[幸田君 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） 議案第27号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画を引き継いで、第9期介護保険事業計画、令和6年から8年の策定及び、介護保険法施行令の一部改正に伴う条例の改正であり、所得の基準額を改正するためのもので、基金の有効活用を図り低所得者の負担軽減がなされており、制度を安定的に運営するためのものであり賛成の討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6．議案第42号 令和6年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第7．議案第43号 令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第8．議案第44号 令和6年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第9．議案第45号 令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第10．議案第46号 令和6年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第11．議案第47号 令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第12．議案第48号 令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第13．議案第49号 令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第14．議案第50号 令和6年度佐用町簡易水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第15．議案第51号 令和6年度佐用町下水道事業会計予算案について（委員長報告）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第6に入ります。

日程第6から日程第15までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第42号、令和6年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第15、議案第51号、令和6年度佐用町下水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第42号から議案第51号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、児玉雅善議員。

〔予算特別委員長 児玉雅善君 登壇〕

予算特別委員長（児玉雅善君） それでは、予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

日時は、令和6年3月5日及び令和6年3月2日（6日に訂正あり）の2日間です。

午前9時から役場3階、議場において行いました。

付託議案は、議案第42号、令和6年度佐用町一般会計予算案について。議案第43号、令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について。議案第44号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について。議案第45号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について。議案第46号、令和6年度佐用町介護保険特別会計予算案について。議案第47号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について。議案第48号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について。議案第49号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案について。議案第50号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計予算案についてです。

それでは、委員会報告します。

予算特別委員会に付託されました、令和6年度佐用町一般会計予算案及び特別会計予算案の審議について、報告いたします。

報告については、全議員で構成する委員会ですので、主な質疑の概略を述べる形といた

します。

出席者は全議員と当局から町長、副町長、教育長、各課長、各関係室長です。

まず、議案第 42 号、一般会計予算案から報告します。

歳入では、地方債について、繰上償還借り換えの質疑があり、現在、借り受けている起債は、低金利のために借り換えはしていないとの答弁がありました。

町民税の減額について質疑があり、均等割、所得割はコロナ影響の 5% を外し増額となったが、森林環境税の徴収による減額、所得税の減額の影響を差し引きして、減額となったとの答弁がありました。

町税について、滞納繰越について質疑があり、滞納者数は、普通徴収で 97 人から 76 人に、特別徴収では、7 社から 3 社に減少している。

固定資産税の滞納分は、100 万円以上の滞納者は、7 人から 4 人に。50 万円以上の滞納者も 9 人から 7 人に、少しずつ減少しているとの答弁がありました。

固定資産税の減額について質疑があり、6 年度は 3 年ごとの評価替えになっている。土地については、評価変動割合調査を行った結果、宅地が 2.5% 程度落ちている。家屋は、コロナ禍の 8.32% から平成 30 年並みの 3.5% 程度の下落になっている。償却資産は、コロナ前は 4 億円を超えていたが、令和 3 年度以降は、3 億 6,000 万円台となっている。以上のことから、土地、家屋、償却資産、滞納繰越の減額のため、全体で減額になっているとの答弁がありました。

森林環境譲与税の増額について質疑があり、国全体の増額分を私有林の人工林面積、林業の就業者人口、人口割の案分率で町に振り分けている。案分率が佐用町に有利な率になり増額になったとの答弁がありました。

地方特例交付金の増額について質疑があり、今年の 6 月頃に実施予定の所得税、住民税の定額減税に伴う減収の補填で、国から交付されるとの答弁がありました。

急傾斜地崩壊対策事業負担金についての質疑があり、各保全住家 1 戸当たりの負担の上限は 5 万円で、6 年度は 13 か所を予定している。事業主体自体は兵庫県であるので、要望は県に上申しているが、優先順位は県が決められているとの答弁がありました。

民生使用料についての質疑があり、公共施設を町民の方が利用する際の減免の利用率は 61.8%、通常の利用は 38.2% となっており、減免団体への登録を行うと、減免が受けられる。無料にすると、利用者には喜ばれるが、全く利用されない人との不公平感があるとの答弁がありました。

キャンプ場使用料について、減額してあるのはどうしてかの質疑があり、5 年度の使用実績により、その 90% を見込んでいる。都市部や人気施設に利用者が流れていることや近隣地域に新たなキャンプ場が増えており、利用者の分散が考えられるとの答弁がありました。

学校施設環境改善交付金についての質疑があり、上月中学校、普通教室等を中心にしたエアコンの取替事業との答弁がありました。

出産・子育て応援補助金についての質疑があり、令和 4 年度末に、国の補正でできた事業で、妊娠、出産、子育てに対して、保健師、栄養士、歯科衛生士等が、妊産婦さんの相談、電話、訪問の伴走型支援を行い、佐用町の状況に合わせて 400 万円の補助金を充てているとの答弁がありました。

自動録音電話機等普及促進事業補助金についての質疑があり、県が実施をしている高齢者等に対する特殊詐欺被害対策として、自動録音電話機や外付けの録音機の設置支援をし、特殊詐欺被害防止を図る。自動録音電話機 1 台につき 1 万円。外付け録音機 5,000 円を補助し、100 台分を予算化しているとの答弁がありました。

雑入の給食実費徴収金の増額についての質疑があり、保育士の常勤、非常勤職員、会計

年度任用職員の給食費の実費徴収の分です、単価を 200 円から 330 円に増額したため、徴収金を増額したとの答弁がありました。

雑入の町営住宅退去者負担金の減額についての質疑があり、町営住宅を退去する場合は、畳、ふすま等の交換が必要だが、近年、退去者で、直接業者に依頼するケースが増加し、町側が実施して請求するケースが減っており、平均 12 万円の 4 件分で 50 万円の予算をしたとの答弁がありました。

緊急浚渫推進事業債についての質疑があり、国土強靱化の緊急防災対策で、令和 2 年度から 5 年度間であったが、大きな災害が全国で毎年繰り返し発生している中で、安全対策、防災対策は必要ということで、引き続き、緊急防災対策として、国土強靱化としての予算を継続するよう要望しているとの答弁がありました。

ここで歳入についての質疑を終了し、次に歳出に移りました。

まず、総務費では、田舎体験事業運営業務委託料についての質疑があり、合同会社佐用鹿青年部に委託し、空き家案内、動画を撮影し、ホームページ等にアップしている。実績について、5 年度は案内が 49 件、成約が 10 件、移住者移住が 19 人で、物件の登録も増え、利用者の登録も増加傾向にあるとの答弁がありました。

定住促進支援事業助成金についての質疑があり、3 種類の助成金がある。40 歳以下の夫婦または 18 歳以下の子供と同居し養育しているもので 5 年以上佐用町に定住の意思のある方が家を新築された場合、50 万円を交付する若者住宅新築応援金と、40 歳以下の夫婦または 18 歳以下の子供と同居して 5 年以上佐用に定住の意思がある方が中古住宅を購入した場合、30 万円を交付する若者住宅取得応援金と、佐用町に住民登録があり、新卒の方が正規社員として 6 か月以上勤務した場合、5 万円を交付する町内定住就職奨励金があり、5 年度実績は、若者住宅新築応援金が 10 件、若者住宅取得応援金が 1 件、定住就職奨励金は 16 件との答弁がありました。

勤務管理システム保守委託料についての質疑があり、職員の出退勤の時間の記録。時間外勤務の申請。年休を取得の申請を、データで管理し、時間外勤務手当の計算も給与システムに取り込むことができ、時間短縮が可能になり、給与明細も印刷が削減されたとの答弁がありました。

ハイキングコース管理運営委託料についての質疑があり、会員 25 名で構成された、佐用ハイキングクラブに委託している。内容は、樹木伐採、草刈り、看板の設置、イベント開催などがある。佐用ハイキング 34 コースのことを、いろんな媒体、SNS などで周知していきたい。この本には、JR 姫新線を利用し、昔の人が旅した美作道を紡いで駅から歩いて昔をいざなうことの紹介や多くのハイカーにシーズンを通して訪れていただき、佐用のファンを増やしたいと書いてあるので、原点に戻って、これを目指したいとの答弁がありました。

商工業者物価高騰対策支援助成金についての質疑があり、原油価格、物価高騰により影響を受ける町内に本社を置く、または住民票を置く事業者に対して、一律 5 万円の支援金を交付し事業の継続を支援する。令和 6 年 1 月 1 日以前から商工業を営む事業者で農林漁業、宗教的な事業者は除き 600 事業者を対象にしているとの答弁がありました。

ふるさと納税業務委託料についての質疑があり、令和 5 年 10 月に、ふるさと納税制度の改正があり、返礼品の規制が厳しくなり、寄附額の約 3 割程度を占めた牛肉が対象外となったため減額した。改善策として、現在の返礼品の組み合わせや地場製品の新たな返礼品を増やしたり、ポータルサイトの数を増やすなど検討するとの答弁がありました。

地域と高校の協働による輝く人づくり支援事業補助金についての質疑があり、文科省の 3 年間の取組を引継ぎ、町も 3 年間 350 万円を約束している。佐用高校への入学の志望者、在学生の数は少ない。この中で佐用高校を選んでもらえる高校になっていただけの手伝い

をしている。町から高校に細かい制約はしていないとの答弁がありました。

大学生等通学定期券購入助成金についての質疑があり、令和4年度から定住促進と鉄道利用促進を目的に、町内の駅から通学する大学生、専門学生を対象に通学定期券の購入助成をしている。4年度は57人で270万円程度。5年度は70人、390万円弱との答弁がありました。

老朽危険空き家除却支援事業補助金についての質疑があり、これは、国、県が補助して除却をするもので、対象地区は2件を予定しており、いずれも町道沿いで、建物の倒壊のおそれ、瓦の落下のおそれを防止するため等の答弁がありました。

合併20周年記念映像作成業務委託料についての質疑があり、この目的は、合併の歴史を振り返り、未来のかけはしとする。住民の郷土の愛を育む。合併の成果を広く知ってもらおう。災害からの復興を知ってもらう。記念事業の一環として活用する。映像は姫路ケーブルテレビが多く所蔵している。まちかど協議会という組織もある。2つを効率よくするために、姫路ケーブルテレビに委託したいとの答弁がありました。

番組制作委託料についての質疑があり、これは佐用チャンネルを運営するためにウインクと、まちかど協議会に委託している。まちかどは、5年度にNPO法人から協議会に変更し、運営を再開した。活動は、これまでと変わっていないとの答弁がありました。

社会学習等鉄道回数券・入場料について質疑があり、片道乗車切符制度については、町内在住・在勤・在学の方において、利用日の2週間前までに申請をすれば、姫新線、智頭線の町内の駅からの片道切符を現物支給している。改正もしている。切符についても、本庁、支所での受け取りのみを、郵送での受け取りも可能にした。人数も5人を2人にて、申請期間も2週間に短縮をした。この制度は、利用者の経済的な支援でなく、姫新線を、一度、利用してもらい、安全性、快適性を体験していただき、その後の利用につなげるのが目的で、近畿日本ツーリストに、まとめて切符を郵送してもらっているとの答弁がありました。

若者グループ応援事業助成金について質疑があり、縮充をコンセプトに、まちづくりを進める中で、未来思考の10の実現が重要であり、次世代を担う若者や子供たちが町に誇りと愛着を持ち、夢や希望を持って暮らしていくことが重要と考えている。まちづくりを自分事として、楽しく考え、主体的に行動することを促し、応援することを目的として、設立した。若い世代の話し合いの場、ミライカイギがあり、話し合いが進んでおり、そこと連動することで、話し合いや情報共有の促進と新たに生み出される取組を支援していきたいとの答弁がありました。

次に、民生費について、質疑しました。

社会福祉総務費、報償費、講師謝金について質疑があり、5年度は、相談業務を実施し、軌道に乗ってきている。当事者の交流会、家族の交流会も実施し、よかったとの声あった。6年度は、これを中心にした。携わっていただけNPO法人のピアサポーターの増員、県のひきこもりサポーター育成研修の修了者にも来て、活躍してもらおうとの答弁がありました。

さよう育児・子育て支援事業補助金についての質疑があり、おむつ等の支給にかかる経費です。保育園などで使用するおむつを町が負担するものと、家庭で保育する方へのクーポン券で支援するものとあります。現在、クーポンについては、ほとんどの方が町内で購入し、使用している。クーポンについては、町内業者の商工振興のため、現金給付だと、おむつに限定できないとの答弁がありました。

衛生費では、妊産婦健康診査委託料についての質疑があり、妊娠届の際に面接をし、14枚綴りで9万8,000円分の助成券を出している。妊婦健診時に、医療機関で使ってもらう。それ以上は、自己負担となる。妊婦健診を受けていただくと、保健指導が必要か、不要か

の連絡があり、電話、訪問等で妊婦さんに確認している。医療が必要な時は、医療保険で治療するとの答弁がありました。

生ごみ減量化推進事業について質疑があり、令和5年4月から生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱を改正し、コンポストに加え、電動生ごみ処理機も補助対象にし、世帯当たりの購入台数の制限を撤廃し、脱炭素化を推進してきた。令和6年2月現在の申請者は、コンポスト16人、電動生ごみ処理機12人の合計28人の申請にとどまっている。実態に即した予算にしたとの答弁がありました。

農林水産業費では、町ふるさとづくり協議会助成金について質疑があり、現在、6地区で事業を展開している。過去の県営事業や棚田緊急保全のソフト事業の継続であることが多い。現在は、2、3の団体が交流事業を中心に継続し、実施している状況です。自主的な活動に取り組んでいただいているので、引き続き支援していく。新しく取り組みたい地区があれば相談に乗るとの答弁がありました。

畜産業費の工事請負費について質疑があり、若手で和牛の繁殖をしたい方が現れたが、初期投資が難しい中、町が牛舎を建設し、アパート型のように家賃で牛舎を貸し出す事業です。一番の問題が事業用地で、現在も用地交渉を行っているが、地権者の了解が得られてなく、引き続き、用地確保に努めているとの答弁がありました。

町単独土地改良事業補助金についての質疑があり、予算化するに当たり、各自治会、農会に要望調査をして、来年度、26件出てきた。水土里会の長寿命化の事業も提案した。規模が大きい改修、水門のポンプ、土砂のけ、堤外水路で、井堰など水土里会の長寿命化事業の予算では賄えない案件が多い。町単独補助として、地元施工で実施の場合は、基本70%を補助している。近隣では高い補助をしている。できるだけ迅速に要望に対して対応していくとの答弁がありました。

町有林活用事業委託料についての質疑があり、委託先は、主に林業事業体を想定している。内容は、作業道の開設や町有林の整備、間伐、主伐再造林にも取り組みたい。現場、事業内容は、今後、検討して進めるとの答弁がありました。

次に、商工費についてですが、ローカル鉄道を生かした広域周遊促進事業負担金について、質疑がありました。智頭線は主に、智頭線沿線の各市町が共同して、観光ツアーやインバウンド向けモニターツアーをする予定にしている。姫新線は、町で、ひまわり祭りや企画防災課で利用促進を行っている。県全体では、大阪関西万博の準備期間だが、姫新線を利用して、各市町を訪れるものを西播磨県民局と調整しながら準備を進めていくとの答弁がありました。

観光客誘致対策事業補助金についての質疑があり、令和5年度は、アフターコロナに向けた取組、兵庫デスティネーションキャンペーン、幸せの黄色い町佐用町、ブランド化定着に向けた事業として、新規に500万円を予算化した。令和6年度については、一部事業が終了したことや、5年度実績や関連事業を見直した結果、減額予算にしたとの答弁がありました。

続いて、土木費では、河川総務費、工事請負費について質疑があり、緊急浚渫推進事業については、県管理の河川から、支流に入った町管理の普通河川の堆積土砂の除去をする事業で、直営で町職員による河川のパトロールや地元自治会の要望を精査し、緊急性、必要性を判断して、取り組んでいる。令和6年度は、候補地は4か所ほどはあるが、現在は未定ですとの答弁がありました。

消防費では、ドローン損害賠償保険料について質疑があり、町所有の3台のドローンに対する保険料で、内容は、ドローン操作において、事故を起こした場合、第三者に損害を与えた時に支払う損害賠償保険に加入しており、対人補償1名に1億円。対物は1事故5,000万円。免責ゼロに加入しているとの答弁がありました。

ここで休憩に入り、教育費からは2日目に持ち越しました。

2日目は、教育費から審議に入りました。

児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費について質疑があり、小学校の就学援助費は31人。中学校は21人。小学校の特別支援教育就学奨励費は35人。中学校は8人の予算を計上している。小学校、中学校の新1年生の学習費の支援は、1月末に申請の取りまとめをし、2月の教育委員会で審査をし、認定となった家庭には3月に支給するよう準備しているとの答弁がありました。

スクールバス運行委託料について質疑があり、重大な人身事故等は発生していない。毎月月末に、その月の運行日誌で点検等の内容を確認している。特に問題はない。小中学校のスクールバスの運行委託の入札については、一般競争入札ではなく、入札指名審査会の中で、過去の実績等を勘案しながら業者選定をしているとの答弁がありました。

南光文化センター、工事請負費についての質疑があり、屋外の改修工事は、屋上の防水のやり替えや外壁の改修が主なもので、屋内は、1階のレイアウトの変更があり、多目的室、図書コーナー、休憩室、展示スペースを設け、第1会議室の拡充、徳久地域づくり協議会の事務所を設置し、事務所の面積を縮小して冷暖房の効率化を図ります。工事の予定は、7月中旬から3月末までで、利用者の方々には随時説明をし、他の施設の利用をお願いしているとの答弁がありました。

図書購入費について質疑があり、人口の減少状況、近隣の図書館等の状況、財源のふろさと納税の状況などを考慮して減額したとの答弁がありました。

以上で、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、物価高騰で住民の暮らしが苦しい中で、町は町民が住みやすい町づくりを進めることが求められている。基金を有効活用し、子育て支援、高齢者施策、防災、減災事業の推進など、住民が求める事業への財源として活用すべきで、安心して暮らせる町づくりには不十分である。

外来種のユーカリの大規模植栽には、町民の理解、納得が得られていない。全体計画を示さず、ユーカリをどこに植えるのか、説明会をいつ開催するのか。前のめり、見切り発車の予算には反対するとの討論がありました。

賛成討論では、今までの施策を継続しながら、アフターコロナの中で新しい施策を繰り入れた健全な予算案であるとの討論がありました。

採決の結果、議案第42号、令和6年度佐用町一般会計予算案は賛成多数で、原案のとおり可決されました。

以上で、一般会計の予算案の審議が終わりました。

引き続き、各特別会計予算案の審議を行いました。

出席者は、全議員と当局からは、町長、副町長、教育長、各課長、関係室長です。まず、議案第43号、令和6年度佐用町メガソーラー事業特別会計予算案について、メガソーラー事業資金貸付金元利収入について、減額の質疑があり、町の合併振興基金から4億円を貸付けており、その返済の予算で、返済が令和7年2月に終了するため減額となっているとの答弁がありました。

メガソーラーの売電価格についての質疑があり、20年間、固定で買い取りされる。甲山（申山に訂正あり）を始めたときは、一番高く設定されたものでスタートし、秀谷においても、今よりは、かなり高い。20年後どうするのかの問題があるが、国として、カーボンニュートラルという政策の1つで、太陽光発電は、これからも必要なエネルギーになる。20年たっても太陽光パネルの発電能力は残っているので、収支がマイナスにならないければ、継続して運営していくとの答弁がありました。

歳出については、一般会計繰出金の配分について質疑があり、合併振興基金への積戻し、町有林化促進事業、小中学校の子育て事業補助金、大学生等の通学定期券の補助金に充当

するとの答弁がありました。

討論はなく、挙手全員で、議案第 43 号、令和 6 年度佐用町メガソーラー事業特別会計予算案は、原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 44 号、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、歳入では、滞納繰越について質疑があり、滞納者 72 名、滞納額 2,195 万 5,238 円で、これまでに 770 万 3,400 円を徴収した。徴収率については 26% で、昨年度の 27.2% を上回る成果を見込んでいる。退職被保険者の滞納者は 1 名、63 万 7,800 円で、当初は 118 万 2,215 円でしたので、54 万 4,415 円を徴収し、徴収率は 46.1%。これからも納税折衝を行いながら、きめ細かな対応を実施するとの答弁がありました。

一般被保険者国民健康保険税の保険対象者の質疑があり、3,256 名との答弁がありました。

未就学児均等割保険料繰入金の質疑があり、4 年度の対象児童が 53 名。5 年度の対象児童が 52 名だったので、6 年度予算は 53 名を想定しているとの答弁がありました。

歳出については、国民健康保険証のあり方について、国の政策で、マイナンバーカードに一本化し、令和 6 年の秋に保険証を廃止する方針が出ているが、町は、どう対応するか等の質疑があり、令和 6 年の 7 月に保険証の更新があり、その時点では、従来の保険証が交付され、それ以降 1 年間の有効期限は有効です。保険証がなくなるのは、来年の夏以降になるとの答弁がありました。

反対討論では、この年度は、令和 9 年度の保険料統一に向けて標準保険料の改定を行う初年度となり、高すぎる保険税が値上げされていき、国保の保険料は、同じ年収の会社員の場合、支払う健康保険料に比べて約 2 倍も高いのが実態です。物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることになって、負担軽減に町は取り組むべきであることを指摘して、反対討論するとの意思表示がありました。

賛成討論では、国民健康保険制度を安定的に運営するため、兵庫県と佐用町が共同保険者となり医療保険制度を構築するための国民健康保険法に基づき適切に運営されており、賛成するとの意思表示がありました。

採決に入り、議案第 44 号、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、賛成多数で、原案のとおり可決しました。

議案第 45 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、歳入では、保険対象者数についての質疑があり、令和 6 年 1 月末で、被保険者数は 3,707 名で、これから、団塊の世代の移行により増加していくものと考えるとの答弁がありました。

普通徴収保険料の滞納繰越について質疑があり、直近の滞納者は 9 名で、うち、3 人は、生活保護受給者で執行停止。6 名について 68 万 7,952 円となっている。うち、1 名が 25 万 8,177 円で、全体の 37.5% を占めており、年金差し押さえで定期的に徴収している。ほかの 2 名は、6 年 4 月と 8 月に完納予定で、予算は、この繰越分と 5 年度の見込みを合算したとの答弁がありました。

歳出では、後期高齢者健康診査委託料についての質疑があり、集団健診で、兵庫県の厚生連に、国保分と、あと被用者保険者の分と一緒に委託しており、その中の後期高齢者の分の委託料ですとの答弁がありました。

討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

議案第 45 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

次に、議案第 46 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計予算案についての審議に入りました。

歳入では、滞納繰越普通徴収保険料について質疑があり、5 年度当初 61 人で 670 万 3,333

円あったが、2月末で45人429万8,571円となり、16人が完納した。現年度を中心に、繰り越さないよう、丁寧に納付相談を進めるとの答弁がありました。

支払基金交付金の減額についての質疑があり、地域支援事業のうち、令和6年度から実施予定の一体的実施事業を除く介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び審査支払手数料の合計の27%が交付金となっている。そのうち、介護予防・生活支援サービス事業にかかる負担金において、令和6年度予算額を令和5年度の負担額、見込額により算出した結果、5年度当初予算額より減少するため交付金も減額したとの答弁がありました。

歳出では、介護保険を使っている人は何人いるかとの質疑があり、1号被保険者は6,000人強いるが、認定者は約1,600人となっているとの答弁がありました。

質疑を終わり、討論では、反対の意思表示、賛成の意思表示がありました。

採決に入り、議案第46号、令和6年度佐用町介護保険特別会計予算案は、賛成多数で、原案のとおり可決しました。

議案第47号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、歳入では、一般会計繰入金、西はりま天文台公園運営事業について質疑があり、繰入れが増えたのは、利用者が減少したからではない。インボイス制度が導入され、消費税の増額と人件費の増があったためと答弁がありました。

討論はなく、議案第47号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決しました。

議案第48号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、審議しました。

歳入では、一般会計繰入金の質疑があり、利用については、職員の歓送迎会、忘年会に多くの課が利用をしている。上郡町からの問い合わせ、利用者も増えている。昨年4月以降、消防団、福祉関係、法事など、200人余りの方が来ていただいている。今後、ホームページのリニューアルやSNS等で広めていきたいとの答弁がありました。

宿泊料について、料金改定についての質疑があり、全国的に宿泊料が高くなっていることは認識しているが、現施設の状況だと、近隣の競争力などを考えても、値上げの改定はしにくい状況です。宿泊利用の割合が高いスポーツ合宿は、6年度において、1人当たり200円から500円程度値上げをする予定との答弁がありました。

笹ヶ丘荘使用料が増額になっているとの質疑があり、コロナ後のサッカーの合宿が、かなり増えた。同窓会、法事、宴会も昨年末から、少しずつ増えてきていることもあり増額していると、答弁がありました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第48号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決しました。

議案第49号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、質疑はなく、討論もなく、議案第49号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決しました。

議案第50号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計予算案について、給水戸数、給水量についての質疑があり、直近の令和4年度の決算統計の数値をもとに、概算で計上している。令和3年度と比較すると、給水戸数40戸減少しているが、1日平均給水量は54立米増加している。これは、令和5年1月の寒気による漏水が考えられる。10年で比較すると給水戸数が減ってきているので、1日の平均給水量も減っているとの答弁がありました。

討論はなく、議案第50号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計予算案は、全員賛成で、原案のとおり可決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました案件についての委員長報告を終わります。

議長（小林裕和君） 児玉議員。

予算特別委員長（児玉雅善君） はい。

議長（小林裕和君） 51号までは一括議題ですので、議案第51号、令和6年度佐用町下水道事業会計予算案についても、報告してください。

それと、もう2点だけ、ついでに言いますけれども、一番最初の日程のところ、予算特別委員会の日程のところ、3月5日、6日の2日間はずなんですけれども、3月5日、2日の2日間と言われましたので、ちょっと、それは、訂正させていただきます。

予算特別委員長（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

議長（小林裕和君） それと、もう1点、メガソーラーのところ、申山（もうすやま）の太陽光発電を甲山（かぶとやま）と言われましたので、それも訂正させていただきますので、ご了解ください。

予算特別委員長（児玉雅善君） はい、すみません。訂正します。

議長（小林裕和君） ほな、51号を報告してください。

予算特別委員長（児玉雅善君） 51号について、報告させていただきます。

51号については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

以上で、報告終わります。

議長（小林裕和君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第42号から、順次、討論及び採決を続けて行います。

これより、日程第6、議案第42号、令和6年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第42号、令和6年度佐用町一般会計予算案に反対の討論を行います。

その主な理由として、物価高騰が住民の暮らしを苦しめる中で、政府は大軍拡を進め、社会保障の削減、消費税の減税に背を向けるなど、暮らしの予算を圧迫し、住民を苦しめております。町は、地方自治の精神を生かして、こうした国の防波堤になって町民の誰もが住みやすい町づくりを進める住民福祉の向上が求められます。

まず、基金を有効活用し、子育て支援、高齢者施策、防災、減災事業の推進など、今の住民が求められている事業への財源として活用すべき点が不十分であるという点です。

若者・子育て施策では、その1、国の給付型奨学金制度は枠が狭いのが実態です。兵庫

県は、今年度、県立大学の学費無償化を提案しています。高すぎる学費負担軽減策として、町独自の給付型奨学金制度の創設を求めます。

2番目に、学校給食費の無償化が全国的に広がっています。町の無償化のための予算は約4,000万円弱で実現できるもので、給食費の無償化を実施すべきです。

その3、保育料の第1子からの無償化や保育士の正職員化は、今年度も見送られてきています。

その4、各地で取組が広がっている生理用品の小中学校のトイレの設置は、人権問題であり、早急の実施すべきです。

政府が進めるデジタル化への対応について、マイナンバーカードの取得は任意です。住民サービスは等しく受ける権利は制限できません。町は、住民の個人情報の保護や平等原則を実現することが求められます。

高齢者施策では、加齢性難聴者への補聴器補助制度について、高齢者の社会参加を支援するために、実施する自治体が増えてきています。県が国に保険適用を求めたように、町も国に働きかけを行うとともに、町独自の実施をすることを、補助制度をすることを求めます。

文化教育の発展では、健康増進を支援するために、公共施設の町民使用は免除すべきです。

次に、学校跡地活用について、LLP事業など、地域住民への丁寧な説明を行うことを求めます。

JR姫新線存続に向け、利用促進など、取組の強化を求めています。

令和4年度から取り組まれている町有林化事業の森林整備は、期待もありますが、ユーカリ、早生樹の実証栽培は、地域住民への丁寧な説明を行い、事業の強行はすべきではありません。自然災害が増える中、防災、減災対策事業の強化を求めます。

本予算は、誰もが安心して暮らせるまちづくりには不十分で、住民の切実な声に応えた予算を求めて反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 令和6年度一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

予算特別委員会で慎重に審議した予算額は、前年度より10%増の139億9,201万9,000円の予算案であります。

アフターコロナに対応すべく、現状に配慮した各課題への助成、支援等の継続を行い、さらに新規施策の取組も伺える予算編成となっております。

少子化対策、子育て支援事業、給食費の負担軽減事業、若者定住支援施策などの継続や農林業、商工業への支援。さらには、インフラの長寿命化基盤整備等にも取り組み、また、三日月味わいの里みそ加工所、惣菜等加工所の新築工事を予算化するなど、地域産業の振興に大きな期待を抱かせるものとなっております。

そして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等には、被保険者の保険料負担軽減のため、一般会計からの繰り出しを適切に行っております。

これまでの取組と成果を踏まえ、町民と行政の役割分担を図りながら、財政の配分や選択の集中による効果的な投資、適正な予算規模などの維持など財政運営を主眼においた中

で、社会経済の変化に対応した堅実な予算案であり、令和6年度一般会計予算案に賛成といたします。

議長（小林裕和君） ほかに反対討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 議案第 42 号、令和 6 年度佐用町一般会計予算案に反対する立場で討論をさせていただきます。

佐用町の森林再生は焦眉の課題であります。それに対して早生樹、ユーカリの大規模植栽で解決しようと事業が本格的に始まりますが、ユーカリそのものに対する不安、懸念、心配を多くの町民の皆さんはお感じになっています。

さらに、全体計画を示さないまま、3者、佐用町、JIA ジャパンインベストメントアドバイザー、東京農工大の共同事業は、協定書について示さず、議会で協定書を審議せず、また、同意なく進めようとしています。

森林再生に向けては、間伐、作業道の敷設が必要不可欠であります。その作業にかかわる人材の育成、また、その事業を担う事業体は、いったいどこが担うのか。明らかではありません。

ユーカリの伐採後の活用は、バイオマス発電に利用とお考えのようですが、再生エネルギーの中で、最もコストが合わないのがバイオマス発電です。年間必要な 6,000 トンから 1 万トン。これは発電量と黒字経営を考えると、想定でありますけれども、6,000 トンから 1 万トン伐採。そして、搬出、誰が担うのか。建築廃材は使うのか。チップにするのは、どの場所で、誰が担うのか。灰は産業廃棄物となるが、どこで処理をするのか。発電施設は、主には北欧からの輸入が大半でありますけれども、このユーロ高に対応し、資金及びメンテナンス費用、巨額になりますが、その点についての具体的な計画は示されないまま、言及もありませんでした。

3者による共同事業で開始と述べられていますが、特に、NEDO の補助事業終了後、おのおのの役割、資金分担が明確ではありません。ユーカリの伐採時期の 8 年、10 年後、JIA は共同事業の相手方であるのか。バイオマス発電に対する JIA の取り組む姿勢、意思も明確ではありません。

学校跡地活用については、失敗例が相次ぎ、町民の多くが疑問、不安、懸念をお持ちです。

確かに、住民の方々からは、その活用について、手を挙げて、プランを提示することはありませんが、行政も一体となって生き残りを模索することが求められています。安易に企業の提案に飛びつく姿勢は、そろそろ改めるべきです。

伐採時期を迎えたユーカリの搬出先は、相生火力でも、日本海水でも、但馬のバイオマス発電でもありません。大きく育ったユーカリを誰が伐採し、誰が搬出し、どこで利用するのか、全く示されていません。

どんなユーカリの樹種なのか、毒性を含めた説明を、住民への説明会を開催することを明らかにすべきです。

大規模植栽の場所を明示して、資料を用意し、住民の納得と理解を求める説明会を開催することを明言すべきです。

以上の点を指摘して、令和 6 年度予算案に反対いたします。

議長（小林裕和君） ほかに賛成討論はありますか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
続いて、議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。
ただ今から休憩を取り、再開は 11 時 10 分とします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
続いて、議案第 43 号、令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
続いて、議案第 43 号、令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 8、議案第 44 号、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。
まず、原案に反対討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 44 号、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対の立場で討論を行います。

同予算案は、令和 9 年度の県下保険料統一に向けて標準保険料率の改定を行います。今でも高すぎる保険税が値上げされます。

国保の保険料は同じ年収の会社員が支払う健康保険料に比べ 2 倍も高いのが実態です。物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることとなります。

社会保障である国民健康保険税引き下げのため、抜本的な国庫負担増が必要です。同時に、町独自に法定外繰入れを増額し、負担軽減に取り組むべきです。

政府は、現行の保険証を今年 12 月に廃止する方針を決定しています。保険証廃止がマイナンバーカード取得の事実上の強制になることは問題です。保険証廃止で必要になるマイナ保険証は 5 年ごとに更新、資格確認証は毎年更新が必要です。申請や更新の手続きを失念した場合は、無保険扱いになり、保険医療が受けられないなど、住民負担が大きくなります。さらに、資格確認証を発行する自治体の業務が膨れ上がることが懸念されます。加えて、医療機関の機器の不具合や停電など、マイナンバーカードによる治療受付に支障を来すことも予想されます。システムトラブル等で他人の情報がひもつけられた場合、投薬、治療情報の取り違いによる重大な医療事故の発生が懸念されます。マイナンバーカードは任意であるという原則に照らして、現行の保険証の存続が求められます。

以上、指摘して、本会計予算案に反対いたします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 議案第 44 号、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、佐用町においては、約 3,300 名の国民健康保険加入者があり、人口の約 22% を占めていますが、年々減少しており、保険税収入は、約 2 億 9,980 万円で、前年度比、約 2,650 万円、8.1% 減少する一方で、医療の高度化や加入者の高齢化などにより、1 人当たりの医療費は増加しています。

兵庫県が県全体の医療費を見込み、これをもとに各市町の所得水準や被保険者数に応じて算出された納付金として約 4 億 8,650 万円、保険給付費として約 15 億 2,950 万円が計上されています。

兵庫県は、令和 9 年度に向けて、国民健康保険運営方針により、同一世帯構成、同一保険料という県内市町の保険料の一本化を目指しており、各市町も同一保険料を目指しています。

この保険水準の県内統一に向けた取組によって、佐用町の被保険者の医療費が急激に増加した場合でも県内市町で医療費負担等を相互扶助し合うことで、保険税額を急激に増加させることを防ぐことができます。

佐用町の改定案は引上げ率、所得割マイナス 0.55%、均等割 8.54%、平等割 3.66%で、加入者 1 人当たり 1 か月 280 円増。加入世帯当たり 1 か月 411 円増となるが、被保険者にとっては、保険税負担の安定化を図ることができ、県が示す標準保険料率に段階的に近づけることが必要との認識に立った、適正な保険税率案であるため、令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成といたします。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

続いて、議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 45 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方の討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 45 号、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。

当予算案は、政府の全世代型社会保障改革のもと、利用抑制と負担増が行われています。国は、子育て支援の財源を高齢者医療からも負担する方針が出されておりますが、子育て世代も高齢者も既に負担は重い状態です。また、秋からのマイナンバーカードに一本化することは、高齢者の利用抑制につながります。窓口負担の 2 割の対象者が拡大されておりますが、これ以上の保険料負担増は高齢者の健康状態の悪化につながります。保険料の引き上げをやめ、国に現行の保険証の存続、窓口負担軽減を求めることを指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2 番（森脇裕和君） 議案第 45 号、令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療保険は、県下の市長で設置した広域連合と各市町で運営しており、少子高齢化が進み、医療の増大が進む中においても、高齢者が適切な医療を受け、安心して暮らせるよう安定的に維持されなければなりません。

令和 6 年度予算では、歳入歳出それぞれ総額が 3 億 6,811 万 5,000 円で、歳出総額のうち、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金が 3 億 5,391 万円と、ほとんどを占めております。

今後、団塊の世代と呼ばれる方々が加入され、加入者が増加してくる中で、加入者が安心して安定的に医療を受けることができる予算となっていることから、賛成といたします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はありませんか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、議案第 46 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。
まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 46 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。
予算案は、第 9 期介護保険事業計画 3 か年の初年度になります。介護保険制度は、施行から 23 年が経過しました。政府は来年度の介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬を 2 から 3 %引き下げます。約 4 割の訪問介護事業所が赤字の状態が 2020 年以降続いている中、町内業者も閉鎖する事態があります。赤字の事業所の多くは零細小規模事業所で、さらに赤字事業所が増加し、廃止、倒産に拍車がかかり、訪問介護サービスの基盤が壊滅的に損なわれる危険があります。
介護事業所の深刻な人手不足など、介護の危機は深刻化しています。必要な時に、必要な介護が保障されるよう、介護保険料・利用料・居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しが必要です。
佐用町は、住民の負担軽減のため、一般会計からの繰入れを行うべきです。
以上、指摘して、反対討論とします。

議長（小林裕和君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3 番（幸田勝治君） 議案第 46 号、令和 6 年度佐用町介護保険特別会計予算案に賛成の立場で討論いたします。
高齢化比率が上昇しており、佐用町では、約 6,000 人の被保険者がおられ、そのうち要支援 1、2、要介護 1 から 5 の人が約 1,600 人おられます。
私の母も要介護 4 で、自宅、サンホーム、小規模多機能等で 7 年間利用しております。
介護サービスは、社会全体で支えていく大切な事業であります。

今年から、所得の基準額が改正されますが、町の一般会計から4億7,888万円の繰入れ、及び基金から約8,000万の有効活用を図り、低所得者保険料軽減の対応も取られており、実施事業の検証や保険料収納率の向上、住民が安心できる制度の運用を要望して、賛成討論といたします。

議長（小林裕和君） ほかに、討論はありませんか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第46号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第11、議案第47号、令和6年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第47号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第12、議案第48号、令和6年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第48号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第13、議案第49号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 14、議案第 50 号、令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 50 号は委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 15、議案第 51 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 51 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16. 同意第 1 号 佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 16 に入ります。

同意第1号、石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町石井財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町石井財産区につきましては、地方自治法第296条の2により財産管理会を設置しており、その管理委員の任期が令和6年5月26日をもって満了となります。このため、佐用町石井財産区管理条例第3条に基づき、新たに管理委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方々につきましては、お手元資料の7名でございます。

ご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

日程第17. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第17、閉会中の常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定しました。

日程第 18. 議員派遣について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 18、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思っております。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（小林裕和君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、第 115 回佐用町議会定例会は、これをもちまして、閉会とします。

午前 11 時 29 分 閉会

議長挨拶

議長（小林裕和君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
3月4日に開会しました第 115 回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議をいただき、適切妥当な結論をいただきましたことに、感謝申し上げます。
今定例会は、令和 6 年度の当初予算を審議する予算特別委員会を設置していただき、児玉委員長、高見副委員長には委員会運営並びに質疑にご尽力を賜り、ありがとうございます。
本年度も、あと僅かとなり桜の季節となります。この季節は、毎年、別れと旅立ちの季節でもあります。定年退職を迎えられる管理職の皆さん方には、長い間、佐用町の発展のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、議会を代表いたしまして、心より御礼申し上げます。
今後とも、健康に留意していただき、引き続き、佐用町のためにご理解とご尽力をいただくことを願っております。
また、議員の皆様方におかれましても、町民の安心安全、心豊かな生活が営まれるために、新年度に向けての日々、議員活動にご精励賜りますよう、お願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。
町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、第 115 回佐用町議会定例会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会に上程をさせていただきました令和 6 年度の各会計予算をはじめ、各案件につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り、全て原案どおり可決いただきましたこと、改めて、厚くお礼を申し上げたいと思います。

令和 5 年度も、あと僅かで終わります。まずは、この 1 年間につきまして、ようやくコロナも 5 類に移行になり、また、この令和 5 年度中も、比較的災害もなく、平穩無事に終えることができました。

議員各位には、町運営に当たりまして、いろいろとご指導、また、ご支援を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今日、令和 6 年度の各会計予算、ご承認いただきました。いよいよ、あと一週間で 4 月、新しい年度がスタートいたします。令和 6 年度予算につきましては、令和 5 年度と比べて、10%以上の増という、大型の予算を編成をさせていただいております。それには、味里で進めております農産物の加工、また、みその工場等の建設、そして、南光の文化センターの大改修、また、引き続いて、上月の、この 28 日に支所の竣工式をさせていただきますけれども、後の旧文化センターの除却とか、後、全部整備、周辺の整備、そうした大型の事業も計画をしておりますけれども、昨今、非常に、資材が高騰しておりますし、また、建設業界においても、非常に人手不足という中で、できるだけ早く入札を行い、業者を発注して、事業をスムーズに進めたいと考えております。4 月になりましたら、そうした準備を、早速行い、できるだけ早く、また、議会のほうにも、何とか無事、入札、落札決定を行った上、ご承認をいただけるように、そうしたことについても、今から、それぞれ考えながら準備もしておりますけれども、新年度におきましても、皆さんには、引き続いて、健康に十分ご留意をいただきながら議会活動にご精励を賜り、町発展のためにご活躍をいただきますように、ご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

また、この後、先ほど、議長からもお言葉いただきましたけれども、今年度末をもって、退職をする課長 3 名おります。この議場には 2 名おりました、一人ずつ御挨拶もさせていただきます。

それと、先般、21 日に新年度の人事異動、職員に発令を、内示をさせていただいております。退職課長もおりますし、それぞれ、また、異動もあります。新年度、そういう、皆さんに、お配りしているのかな、お手元に、また、新しい課の体制、異動をお配りしておりますけれども、そうした体制で、職員としては、なかなか募集して、後、辞退があつたり、そういう中で、若干、人数も減というような中で、やり繰りしながら、新年度における新しい、それぞれの課体制を組んでおります。

職員、精一杯みんなで頑張っておりますので、議員各位も、ひとつ、いろいろと、また、ご支援とご指導を賜りますように、よろしく願いしたいと思います。

それと、この挨拶の中で、一言、ちょっと、ご報告を申し上げますけれども、毎年のことですが、特別交付税が、先般、通知がございました。12 月と 3 月で、最終決定がなされるわけですが、今年の特別交付税、総額申し上げますけれども、12 月分も含めて、6 億 1,123 万円。前年度よりか 171 万 3,000 円、若干ですが減っております。ただ、今年度の特別交付税につきましては、ああして、能登での大きな震災、災害があり

ました。そういう点と、また、本町におきましても、県のほうには、5年度には職員派遣は行っておりません。振興課のほうにはね。土木のほうには派遣を引き続いて行っておりますけれども、そういうのも特別交付税で、ある程度措置をしていただくわけなんですけれども、それがないということ。神戸市のほうへ行かせましたので。6年度は、また、元に戻してと言いますか、例年、前のように、県の市町振興課のほうに1名職員を派遣させていただきます。

そういうところもありまして、今年度、6億を切るのではないかなという、私のほうの、大体、予想を立てておりましたけれども、おかげさまで、6億1,100万円ということで、かなり県のほうには、いろいろと特殊需要ということで、ご配慮いただいたものではないかなというふうに思っております。

予算としては、5億円。特別交付税は、当初予算入では見ているわけですがけれども、それよりも1億1,000万円余り多いという形にはなっておりますけれども、以前から申し上げておりますけれども、この交付税につきましても、かなり国としても地方財政に対して、いろいろと、こうした、だんだんと規模が小さくなっていくのではないかなという方向にあるわけですが、特に、佐用町、来年度をもって、合併の特例債等についても、これで終了をするわけです。そういう中で、今後、財政的には、相当また、厳しい状況になっていくということ、これはやはり、確保していかなければならないと思っておりますけれども、当面、来年度につきましても、特別交付税につきましても、このような形になったということをご報告をさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。